

スタートアップ企業支援補助金Q & A

1. 補助金（全体）について

Q 1-1

補助金の募集案内等は配布しているのか。

A 1-1

募集案内や各種様式等については、名古屋市公式ウェブサイトの以下のページからダウンロードしてください。

<名古屋市公式ウェブサイト>

<https://www.city.nagoya.jp/jigyousangyou/1026356/1035070/1035072/1026817.html>

※トップページから、以下の順にクリックしてください。

事業者向け情報→産業振興→事業者等への支援

→創業・新事業展開のための支援策→創業・新事業展開のための補助制度

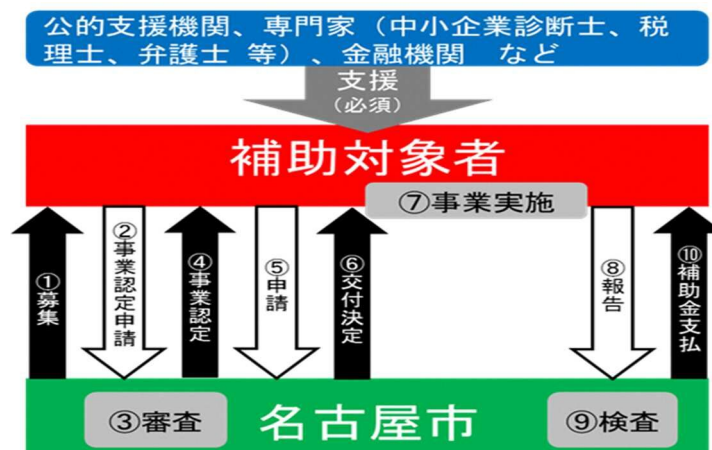
→令和8年度名古屋市スタートアップ企業支援補助金のご案内

Q 1-2

補助金全体の流れ（募集から補助金支払まで）を教えてください。

A 1-2

- ・補助金の交付を希望される方は、新たに取り組む予定の事業について、所定の様式で経営計画書、補助事業計画書等を作成し、応募（事業認定申請）をします。
- ・事業内容について審査し、補助金の交付対象とする事業については、市が事業認定（採択通知）をします。
- ・交付対象の事業に認定された方は、補助事業期間の末日までに補助事業に必要な経費の支払いを済ませて事業を完了していただきます。
- ・事業完了後、実績報告を提出いただき、検査確認の後、補助金を交付します。



Q 1 - 3

応募すれば、必ず補助金が交付されるのか。

A 1 - 3

事業内容について審査し、補助金の交付対象とする事業については、市が事業認定（採択通知）をします。審査の着眼点は募集案内の「11. 審査」をご覧ください。

したがって、応募していただいても、不採択になる場合もあります。

※ 結果（採択 or 不採択）については、全員に通知します。

Q 1 - 4

今回の補助金は先着順か。

A 1 - 4

先着順ではありません。募集期間内に応募手続きをしてください。

Q 1 - 5

交付される事業者は何件か。

A 1 - 5

15件を想定していますが、審査の結果によって採択数は変動します。

2. 補助対象者について

Q 2 - 1

既に創業（開業届提出済、法人設立登記済）している場合、今回の補助対象となりますか。

A 2 - 1

既に創業している場合、創業後5年以内（令和3年4月1日以降に創業）の中小企業者が対象となります。

ただし、「市内に本社を有すること」等の条件を満たす必要があります。

Q 2 - 2

個人は対象になりますか。

A 2 - 2

以下のとおりです。

<対象となる方>

- ・令和3年4月1日以降に創業した市内に主たる事業所を有する個人事業主で、応募時点で名古屋市民の方。
- ・事業を営んでいない個人は、補助事業終了日までに、市内に本社を有する会社を設立し、開業する方又は、市内に主たる事業所を有する市内在住の個人事業主として開業する方。
※ただし、市外に居住する方が、個人事業主として市内で開業する場合は、開業日までに名古屋市民となる方に限ります。

<対象とならない方>

- ・令和3年3月31日以前に創業された方。
- ・市内に主たる事業所を有する個人事業主だが、応募時点で、名古屋市民ではない方。

Q 2 - 3

個人事業主として市内で事業を営んでいますが、新たに別の場所で事業を始める場合には対象となりますか。

A 2 - 3

事業の多角化ということで、新規創業には該当しませんが、既存の事業の開業届に記載された開業日が令和3年4月以降であれば、創業後5年以内の中小企業者として対象となります。

Q 2 - 4

どのような法人が対象となりますか。

A 2 - 4

令和3年4月1日以降に創業し、市内に本店を有する中小企業が対象となります。

※なお、既存企業の役員の方が、新たに事業を立ち上げる場合には、既存企業の役員としてではなく、個人として応募する必要があります（Q 2 - 8、2 - 9も確認）。

Q 2-5

一般社団法人や一般財団法人の設立は対象となりますか。

A 2-5

今回の補助金は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者を対象としています。

したがって、一般社団法人や一般財団法人は対象外です。

他にも、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、事業協同組合、商工組合、有限責任事業組合（LLP）、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定目的会社、農事組合法人、及び任意のグループは対象外です。

Q 2-6

一度廃業した者などが再チャレンジで応募することは可能ですか。

A 2-6

可能です。ただし、個人事業主の場合、廃業届が提出されていることが必要です。

Q 2-7

業種に制限はありますか。

また、次の場合は、対象となりますか。

- ①個人事業主として病院を開業。
- ②フランチャイズチェーン店として創業。

A 2-7

公序良俗に反するものや公的な資金の用途として社会通念上不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の対象となる事業など）でない限り、業種に制限はありません。

また、業態による制限を設けていないので、①・②については、いずれも対象です。

ただし、事業内容を審査し、補助金の交付対象とする事業を決定します。

Q 2-8

次の場合は、対象となりますか。

- ① A社の代表者、その他の役員や社員が新たにB社を設立する場合
- ② A社とB社が連携して新たにC社を設立する場合
- ③ 大企業A社の社員等がその籍を置いたまま新しくB社を設立する場合。

A 2-8

申し込み主体は、個人（会社設立後に代表者となる者）となりますが、いずれも新しい会社が設立されるので対象となります。

ただし、大企業からの役員の受け入れや出資比率が一定以上の、いわゆる「みなし大企業」は対象外です。

Q 2-9

既存企業の社長が、個人として応募することは可能ですか。

A 2-9

既存企業の社長が、個人開業又は別法人を設立する場合は対象となります。

※ただし、経営の効率化や実効性の向上などにより事業部門を切り分けて設立するものなど、既存企業の事業の全部又は一部と同じとみなされる場合は対象外です。

Q 2-10

個人事業主として開業した場合、開業を証明する書類は何が必要ですか。

A 2-10

創業が確認できる書類として、開業届写し（電子申請の場合は「メール詳細（受信通知）」）の提出が必要です。

Q 2-11

補助事業終了日までに開業しなかった場合には補助金は支払われないのですか。

A 2-11

新規創業者の場合、補助事業終了日までに開業することは、補助金の要件です。

したがって、補助事業終了日までに開業しなかった場合には、補助金は支払われません。

Q 2-12

学校法人からの出資は可能ですか。

A 2-12

出資を受けた結果、みなし大企業に該当しなければ、対象となります。

Q 2-13

いわゆる「法人成り」は新規創業者となりますか。

A 2-13

本補助金における、新規創業者は、新たに事業活動を行うため、中小企業者として開業するものをいいます。

したがって、資産、債務、雇用契約その他の権利義務や負債を新会社が全て引き継いで、同一事業を行う場合には、新規創業者とはみなしません。

Q 2-14

10年前に個人として開業し、2年前に法人成りしたが対象となるか。

A 2-14

年数については、資産、債務、雇用契約その他の権利義務や負債を新会社が全て引き継いで、同一事業を行っている場合には、個人開業した時点から通算するため、対象となりません。

Q 2-15

10年前に個人として開業した飲食店を事業承継したが、対象となるか。

A 2-15

事業承継した方の開業届の開業日が令和3年4月1日以降である場合は、対象となります。

Q 2-16

「名古屋市民であること（応募者の居住地（住民登録されている住所地）が名古屋市内であること）」の要件について、具体的に教えて欲しい。

A 2-16

以下のとおりです。

○申請者が新規創業者（これから創業する方）の場合

開業の形態	応募者の市民要件
法人として開業予定	なし
個人事業主として開業予定	あり ^注

注 名古屋市民でなくても応募はできますが、補助事業の完了日までに名古屋市民となる必要があります。

○申請者が法人又は個人事業主の場合

形態	応募者の市民要件
法人	なし
個人事業主	あり

Q 2 - 1 7

法人で、現在の本社所在地は市外であるが、市内に移せば応募できるのか。

A 2 - 1 7

応募時点で、本店として登記されている住所地が市内であれば応募可能です。

Q 2 - 1 8

過去に「名古屋市スタートアップ企業支援補助金」の交付を受けたが、応募できるのか。

A 2 - 1 8

応募いただいても補助対象者となることができないため、不採択となります。

過去に名古屋市スタートアップ企業支援補助金の交付を受けている方は補助対象者となることができません。

3. 補助事業について

Q 3 - 1

市内に新たに研究所を設けて製品開発を行う事業の場合、「(2)事業所の開設に係る事業」と「(3)新たな製品の開発」に該当すると思われるが、複数の事業に該当する事業は補助金の対象になるのか。

A 3 - 1

対象になります。

Q 3 - 2

補助事業のうち、「(6) 解雇予告を必要とする従業員の採用並びに解雇予告を必要としない従業員を含む従業員の賃金の引上げ、非正規雇用者の正規雇用化及び就業規則・評価制度の作成・変更等の処遇改善を目的とする事業」については、例えば、補助事業として実施した採用活動により採用された従業員の給与は補助対象になるのか。

A 3 - 2

補助事業に直接従事する従業員の給与が補助対象となります。

そのため、採用活動に従事した従業員の給与については、補助対象になりますが、新たに採用された従業員が従事する補助事業がないときは、新たに採用された従業員の給与は補助対象になりません。

4. 補助要件について

Q 4 - 1

補助要件の「(1) 次のア～エに掲げるいずれかに該当すること。」について、詳しく教えて欲しい。

A 4 - 1

本補助金については、補助対象者が補助事業計画の策定や実施について、「4. 補助要件」のア～エに記載されている支援事業者等（公的支援機関、中小企業診断士・税理士・弁護士等の専門家、金融機関等）から支援を受けることが補助要件の1つとなります。

なお、「支援」の具体的内容については、募集案内をご覧ください。

Q 4 - 2

同一事業で同一期間内に本補助金と国の補助金の両方を利用してもよいのでしょうか。

A 4 - 2

本補助金は、同一事業で他の補助制度を利用しても差し支えありませんが、補助対象経費は重複しないようにしていただく必要があります。

ただし、国等の制度を利用する場合、国等の制度において採択された段階でどちらの補助対象経費から除外するかを判断していただくこととなりますので、作成する補助事業計画においては、本補助金の対象経費に含めて計算してください。

なお、国等の補助制度には、他の補助金との併用を認めていないものもありますので、国等の補助制度をご確認の上、ご利用ください。

5. 補助事業期間について

Q 5 - 1

補助事業期間は、どのように設定すればよいか

A 5 - 1

補助事業期間は、交付決定日（7月中を予定しています。）を開始月として、募集案内「7. スケジュール」を参考に事業期間を設定してください。

なお、開業することのみを補助事業としている場合は、開業日で事業が完了となりますので、開業日までの経費しか対象となりません。

例えば、補助事業計画書のスケジュールの活動内容欄に開業から2月28日までの間を重点的な事業PR活動や販売促進活動などのプロジェクト期間として掲載し、補助事業計画に位置づけることで、①開業に係る事業と②販売促進を目的とする事業の2つの事業を補助事業として取り組むこととなるため、その間の経費も補助対象に加えることができますので、補助事業期間を有効に設定することをご検討ください。

Q 5 - 2

補助事業の着手はいつからとすればよいか

A 5 - 2

補助事業の着手は、原則、補助金の交付決定を受けてからとなりますので、最短で7月以降となります。

ただし、補助事業の区分（募集案内「3. 補助事業」参照）のうち、「名古屋市内での開業にかかる事業」、「名古屋市内での事業所の開設にかかる事業」については、事業の着手にあたり、店舗等や人材を確保することが前提となるため、交付決定以前に店舗等の賃貸借契約及び従業員の雇用契約を締結していても対象とみなします（店舗等の賃貸借契約については令和8年4月1日以降の契約が対象となります。）ので、契約締結をしたときから着手となります。（この場合でも内装工事費等その他の経費は、交付決定前に契約したものは対象となりません。）

6. スケジュールについて

Q 6 - 1

補助金の募集期間は。

A 6 - 1

令和8年5月1日（金）から6月1日（月）まで

「募集期間最終日の17時必着」となりますので、ご注意ください。

《ご注意ください》

郵送の場合、募集期間最終日の17時までに届く必要があります。

オンライン申請の場合、募集期間最終日の17時までに申請完了する必要があります。

Q 6 - 2

補助金の採択通知は、いつごろか。

A 6 - 2

6月下旬に発送を予定しています。

なお、結果については、応募者全員に文書で通知します。

Q 6 - 3

補助金はいつごろ支払われるのか。

A 6 - 3

募集案内「7. スケジュール」をご覧ください。

なお、補助金の交付には、事業実績報告書の提出後、報告書の提出から補助金の支払いまで期間を要しますので、資金繰りは余裕を持って計画してください。

7. 補助対象経費について

Q 7 - 1

市内に本社は構えた上で、更に市外に店舗等を設ける場合、市外での店舗等借入費や内外装費用は補助対象となりますか。

A 7 - 1

市外での店舗・事務所・駐車場の賃借料、共益費、借入に伴う仲介手数料や内外装工事費、機械装置・工具・器具・備品の調達費は対象外です。また、市外店舗設置に伴う、許認可のために市外の官公署へ支払われる費用も対象外です。

Q 7-2

本人又は親族・兄弟が所有する不動産を事務所等として使用した場合の賃料は補助対象となりますか。

A 7-2

三親等以内の親族については、補助対象外です。

Q 7-3

弁護士や税理士への報酬は補助対象となりますか。また、金額の上限はありますか。

A 7-3

補助対象経費としては、謝金として計上することは可能です。

金額は当事者間で調整の上、決定することになります。

ただし、弁護士に支払う訴訟にかかる費用といった係争関連の費用など、補助金の使途としてふさわしくない費用や、税務申告や決算書作成等のために税理士に支払う費用など、補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費は対象外としています。

Q 7-4

賃金等は、どのような場合に対象となるのか。

A 7-4

新たに取り組む補助事業に直接従事する従業員の賃金等が対象となります。

<対象になる場合の例>

- ・ 4月以降に開業し、新たに雇い入れた従業員の賃金等
- ・ 「新製品の研究開発」を補助事業で行う場合、研究開発に直接従事する従業員の賃金等
- ・ 「解雇予告を必要とする従業員の採用」を補助事業で行う場合、採用業務に直接従事する従業員の賃金等

<対象にならない場合の例>

- ・ 「新製品の研究開発」を補助事業で行う場合、補助事業と無関係の既存商品の営業を行う従業員の賃金等
- ・ 「解雇予告を必要とする従業員の採用」を補助事業で行う場合、補助事業の実施により新たに採用された従業員の賃金等
- ・ 「新サービスの提供」を補助事業で行う場合、既存サービスの業務に従事する従業員の賃金等

《ご注意ください！》

既に採用している従業員が以前から行っている業務に従事している場合は補助金の対象となりません。

Q 7 - 5

印刷物について、友人にセンスの良い人がいるので作ってもらった場合、補助対象経費になりますか

A 7 - 5

印刷の取り次ぎ又は印刷を業として営んでいる事業者であれば補助対象経費となります。

Q 7 - 6

例えば、受注したシステム開発業務を下請けに出す場合に要した経費は、補助対象経費になるのか？

A 7 - 6

補助事業に該当しない事業にかかる経費については、補助対象経費にはなりません。

受注した業務は、補助事業に該当しないため下請け業者に支払う経費は、補助対象経費にはなりません。

このほか、補助対象となるかどうか分からないときは、募集案内「3. 補助事業」の説明、「8. 補助対象経費」の「対象となる経費」や「対象とならない経費の例」を踏まえ、ご検討ください。

8. 補助率・補助額について

Q 8 - 1

応募時に補助金額が80万円としていた場合、交付申請時に100万円とすることは可能ですか。

A 8 - 1

応募時の補助金額を交付申請時に増額することはできません。

9. 応募手続きの概要について

Q 9 - 1

提出書類は、持参も可能でしょうか。

A 9 - 1

持参も可能です。**ただし、法人の場合は代表者又は従業員、個人事業主の場合は本人が持参してください。**

※持参の場合、身分を証明するものを求めることがあります。

※窓口で書類の修正を求められた場合、訂正署名ができるのは代表者のみですので、代表者以外の方が持参される場合はその旨ご了承ください。

Q 9 - 2

中小企業振興課で申請書の書き方など教えてください。

A 9 - 2

補助金の応募に関するお問い合わせは受け付けますが、応募書類の書き方の指導は行っておりません。

10. 審査・採択について

Q 10 - 1

どのような点が審査されるのですか。

A 10 - 1

募集案内の「11. 審査」の「(1) 主な着眼点」をご覧ください。

Q 10 - 2

年齢や性別の制限はありますか。性別・年齢で不利・有利はありますか。

A 10 - 2

年齢や性別による応募の制限はありません。

Q 10 - 3

不採択でも通知は来ますか。

A 10 - 3

審査の結果は、応募者全員に対し、文書で通知を行います。

1 1. 補助金の交付について

Q 1 1 - 1

補助事業完了後、補助金の交付を受けるまでの手続きは。

A 1 1 - 1

補助事業の完了後、補助事業者は期限内に実績報告書を提出する必要があります。
本市において、補助事業者が実施した事業内容の検査と経費内容の確認等を行い、交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払います。
報告書の提出から補助金の支払いまで期間を要しますので、資金繰りは余裕を持って計画してください。

1 2. 応募書類への記載について

Q 1 2 - 1

応募書類を作成しているが、所定の様式の入力スペースに書ききれない。
資料を添付することは可能か。

A 1 2 - 1

スペースや行が不足する場合は、スペースを拡げたり行を追加したりしてください。
また、様式への記載内容を補足する説明資料を添付することも可能です。
ただし、ページ数や枚数については、募集案内に記載の範囲内とします。

Q 1 2 - 2

様式第3号) 経営計画書の「(2) 支援機関等からの支援状況」の支援を行ったことが客観的に確認できる資料について、具体的にどのような資料であればよいのか

A 1 2 - 2

例えば、「助言・指導」に関しては、特定創業支援事業にかかる「認定特定創業支援等事業を受けたことの証明」や専門家派遣を受けた際に専門家が署名した書類などのコピー、
「講習・セミナー」については、チラシと受講者証のコピーや申し込み受付メールの写し、
「資金調達」については、借入金の償還表や金融機関発行の通知のコピーが該当します。
その他については、個別にお問い合わせください。